

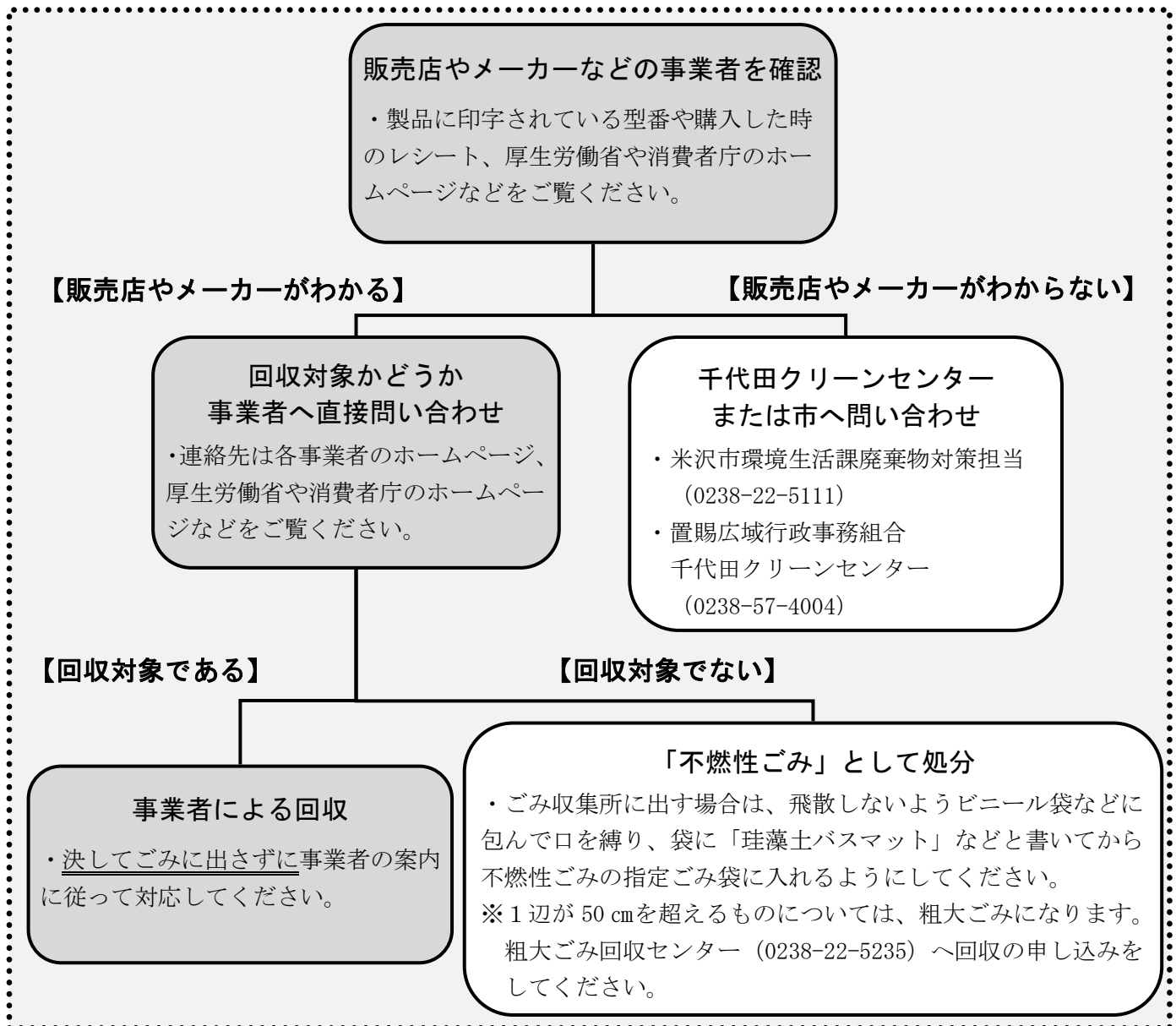
## 1 石綿（アスベスト）を含む珪藻土バスマットなどの捨て方について

珪藻土製品（バスマット、コースターなど）のうち、石綿（アスベスト）が含まれている可能性があることが判明した製品について、販売者やメーカーによる自主回収等の対応が行われています。

下記フローチャート及び消費者庁「リコール情報サイト」（<https://www.recall.caa.go.jp>）をご覧ください。対象製品をお持ちの方は、ごみとして捨てるのではなく、販売者やメーカーに回収を依頼してください。（調査中の製品をお持ちの方は調査結果が出るまでお待ちください。）

なお、固形のバスマットやコースターなどについては、通常の使い方であれば石綿（アスベスト）が飛散するおそれはありませんが、破損した場合は飛散するおそれがありますので、取り扱いに注意してください。

### 『珪藻土製品を処分する際のフローチャート』



※事業活動で使用していた珪藻土製品を処分する場合は、産業廃棄物処理業者（県の許可を受けた業者）に問い合わせして処理を依頼してください。

## 2 不法投棄、野焼きは犯罪です

廃棄物をみだりに捨てることは法律により禁止されています。米沢の美しい自然、景観を守るためごみはごみ処理のルールに従い、適正に処理しましょう。不法投棄に関する情報、不法投棄を見つけたら、ご一報ください。警察等の関係機関と協力し、調査・対応を行います。



### ◆不法投棄 110番

山形県置賜総合支庁環境課

電話 0238-26-6034

### ◆不法投棄相談窓口

米沢市環境生活課廃棄物対策担当

電話 0238-22-5111

また、廃棄物の野外焼却、いわゆるごみの「野焼き」も一部の例外を除いて、法律により禁止されています。野焼きはダイオキシン類の有害物質を発生させ、甚大な健康被害を招く危険性があるほか、火災につながる場合もあります。ごみは野焼きで燃やすのではなく適切に処理しましょう。



※不法投棄や野焼きを行った場合、懲役・罰金（5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金又はこの併科）の対象となります。

## 3 ごみは朝7時30分まで出しましょう

収集車が収集を終えた後にごみが出される「ごみの後出し」と思われる事例が見られますが、後出しされたごみの収集は行いません。

ごみの後出しにより収集所にごみが残されていると、臭いの発生により周囲の住環境に影響を与えたり、翌日収集予定のごみが収集所から溢れてしまったりするなど、周りの方々にも迷惑をかけてしまいますので、ごみは必ず収集日当日の朝7時30分まで収集所へ出すようお願いいたします。

米沢市・米沢市衛生組合連合会

問合先：米沢市市民環境部環境生活課 TEL 22-5111（代）